官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府九一）　一
〔その他告示〕
○モーリシャス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモーリシャス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一四八）　二
○カルマ橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一四九）
○コトヌ市ベドコ交差点立体交差建設計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一五〇）
○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第十五条第一項の規定に基づき指定調査機関の指定の更新をした件
（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）
○保安林の指定をする件
（農林水産六七〇、六七一）
○保安林の指定を解除する件
（同六七二）
○消費生活用製品安全法第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（経済産業七四）
○砂防法第二条の土地を指定する件
（国土交通三四三～三四五）
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が決定された件（防衛一〇七）
〔国会事項〕
内閣
〔人事異動〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
通運
海事補佐人の登録（海難審判所）
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）
〔公告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一）
官庁
社会保険労務士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、再生関係
会社その他

法規的告示

○内閣府告示第九十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第３　器具及び容器包装 Ａ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格 １～８　（略） ９　８に定めるもののほか、食品衛生法施行令第１条に規定された材質の原材料であって、これに含まれる物質ごとに定める含有量等について、別表第１により規定することが適当でないと認められる場合には、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた内容のとおりとする。 10　器具又は容器包装には、第一種特定化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第２条第２項に規定する第一種特定化学物質をいう。）を原材料として用いてはならない。	第３　器具及び容器包装 Ａ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格 １～８　（略） （新設）

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示による改正後の第３　器具及び容器包装のＡ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の10の規定は、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装については、適用しない。